

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽上諏子町5番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) TOWA株式会社 代表取締役社長 岡田 博和 TEL 075-692-0250
---	---

主たる業種	生産用機械器具製造業(半導体製造装置製造業)					細分類番号 2 6 7 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	当社「環境方針」に則り、環境マネジメントシステムを運用し、温室効果ガスの排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムに基づく社内組織により、温室効果ガスに関する設備の適正管理と排出量削減を計画・実行する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(20~22年度)	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,617.2トン	2,609.2トン	トン	トン	-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,578.5トン	2,609.2トン	トン	トン	1.2 パーセント	
	実績に対する自己評価	平成23年に京都東事業所の工場空調機器と一部熱交換エリアの老朽空調機器を更新した。結果、二酸化炭素換算値にて平成22年車両年度実績からは-0.3%の削減となった。ただし過年度の高い換算度もあり、平成20年~平成22年の3年平均に対しては、1.2%増であった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22年度)	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(金型数×1/100)	182.54	209.60			14.83 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
	実績に対する自己評価	昨年は生産事業所における生産数(原単位分母)が一年間に比べ減っているが、製品が超精密加工品という製品特性から工場空調は生産の多寡に関わらず24時間一定空調実施する必要があるため、原単位評価にて14.83%増加する結果となった。					
	重点的に実施する取組の実施状況	基準年度(22年度)	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	備考	
		17.0 パーセント	17.0 パーセント	17.0 パーセント	17.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	空調実施エリアの現状調査に基づく、空調機器の運転時間と設定温度の調整、および一部ユニットの全停止実施。工場および執務室照明の一部消燈実施。					
	(24) 年度	上記の取組みの継続、および各機器の適正な運転管理の継続。					
	(25) 年度	同上					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるための措置	措置の内容	京都府下の3事業所(本社・京都東事業所・坂東記念研究所)の内、本社(南区)と坂東記念研究所(宇治市)については、ほとんどの社員を公共交通機関にて通勤させている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	本社(南区)と坂東記念研究所(宇治市)については鉄道最寄駅・バス停等が近く、公共交通機関への振替が可能なため実施済み。京都東事業所(宇治田原町)については立地場所の地理的事情のため未実施となった。					
	区分	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府が行う省エネ活動(ライトダウンキャンペーン等への積極的参加)						
特記事項	代表者の交代による変更(平成24年4月1日付け)						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。